

松江市イネカメムシ緊急防除支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、米の収穫量や品質に影響を与えるイネカメムシの被害を抑え、農業者の経営安定支援及び米価の安定に寄与し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に直面する市民の経済的負担を軽減するため、第3条に定める補助対象者に対し、松江市イネカメムシ緊急防除支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則48号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 水稻 主食用水稻、WCS用稲、米粉用米、飼料用米、加工用米
- (2) 補助金交付対象面積 令和7年度経営所得安定対策等の交付金に係る営農計画書（以下「営農計画書」という）に記載ある水田面積のうち、薬剤を散布したほ場の水稻作付面積
- (3) 斑点米カメムシ類 イネカメムシ、アカスジカスミカメ、アカヒゲホソミドリミカメ等、斑点米被害を引き起こすカメムシの総称。

(補助の対象等)

第3条 補助金の名称、補助金の交付対象である事務又は事業の内容、補助対象経費、補助金の交付の率又は金額、補助事業者の範囲及び終期は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市イネカメムシ緊急防除支援事業補助金
補助金の交付対象である事務又は事業の内容	市内で水稻を作付けする者または団体が、令和7年度にカメムシ類防除に使用した薬剤で次の要件を満たすもの (1) 防除のために実施するものであり、斑点米カメムシ類に対して防除効果を有する薬剤を用いること。 (2) 水稻の作付けから収穫までの間に防除を実施するものであること。
補助対象経費	補助金交付対象面積（0.01a未満切捨て）にカメムシ類防除として使用した薬剤費 ただし、消費税及び地方消費税の額は除く

補助金の交付の率 又は金額	① 補助対象経費の 1/2 ② 補助金交付対象面積×1,800 円/10a ①・②いずれか低い額 (1 円未満切捨て)
補助事業者の範囲	市内で水稻を作付けする者または団体で、営農計画書提出者
終期	令和 8 年 3 月 31 日

(補助金の申請等)

第 4 条 補助金の交付の申請をしようとするもの（以下「申請者」という。）は、松江市イネカメムシ緊急防除支援事業補助金申請書兼請求書（様式第 1 号）を令和 7 年 12 月 26 日までに市長に提出しなければならない。

2 規則第 12 条第 1 項に規定する補助事業等実績報告書は、前項の申請書兼請求書及び添付書類の提出により、その提出があったものとみなす。

(補助金の交付の決定及び確定)

第 5 条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するとともに、その額を確定し、松江市イネカメムシ緊急防除支援事業補助金交付決定兼確定通知書（様式第 2 号）又は松江市イネカメムシ緊急防除支援事業補助金不交付決定兼確定通知書（様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。

(着手届及び完了届)

第 6 条 規則第 11 条に規定する着手届・完了届の提出は、これを省略するものとする。

(補助金の交付)

第 7 条 市長は第 5 条の規定により補助金の額を確定したときは、補助金を交付するものとする。

(交付の決定及び確定の取消し)

第 8 条 市長は、補助対象者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定及び額の確定の全部又は一部を取り消し、松江市イネカメムシ緊急防除支援事業補助金交付決定兼確定取消通知書（様式第 4 号）により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 9 条 市長は、前条の規定による補助金の交付の決定及び確定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(雑則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。